

機密性 2 完全性 1 可用性 1

達 示 第 1 2 号

平成 2 8 年 6 月 1 6 日

札幌刑務所長 北 浦 正 志

「捕縄、手錠及び拘束衣の使用並びに保護室への収容についての取扱細則」の制定について

標記について、別添のとおり定め、即日施行する。

おって、平成 1 9 年 1 2 月 1 8 日付け達示第 5 3 号「「捕縄、手錠及び拘束衣の使用並びに保護室への収容についての取扱細則」の制定について」は、廃止する。

捕縄、手錠及び拘束衣の使用並びに保護室への収容についての取扱細則

第1章 総則

(目的)

第1条 この細則は、札幌刑務所における捕縄、手錠及び拘束衣の使用並びに保護室への収容について、適法かつ適正な運用を図ることを目的とする。

(関係法令)

第2条 捕縄、手錠及び拘束衣の使用並びに保護室への収容については、関係法令に定めのあるもののほか、「刑務官の職務執行に関する訓令」（平成18年法務省矯成訓第3258号大臣訓令）（以下「訓令」という。）、「刑務官の職務執行に関する訓令の運用について（依命通達）」（平成19年5月30日付け法務省矯成第3337号）及びこの細則の定めるところによる。

(定義)

第3条 この達示で使用する用語は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（以下「法」という。）、刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則、及び訓令で使用する用語の例による。

(比例の原則)

第4条 捕縄、手錠及び拘束衣（以下「拘束用具」という。）の使用又は保護室への収容に当たっては、事態に応じ、その目的を達成するため合理的に必要と判断される限度を越えてはならない。

第2章 拘束用具の使用

(捕縄及び手錠の使用)

第5条 被収容者等を護送する場合（病院移送及び外部診察を含む。）又は被収容者等が次の各号のいずれかの行為をするおそれがある場合には、法第78条第1項の規定により、捕縄又は手錠を使用することができる。

- 一 逃走すること。
- 二 自身を傷つけ、又は他人に危害を加えること。
- 三 施設の設備、器具その他の物を損壊すること。

(使用の報告)

第6条 捕縄又は手錠を使用したとき（被収容者等を護送するため捕縄又は手錠を使用したときを除く。以下同じ。）は、速やかに、その旨を所長に報告しなければならない。

(捕縄又は手錠の使用上の留意事項)

第7条 捕縄又は手錠を使用する場合には、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 必要以上に緊度を強くして、使用部位を傷つけたり、血液の循環を著しく妨げる等の方法で使用しないこと。
- (2) 緊急やむを得ない理由がある場合を除き、捕縄又は手錠以外のものと連結してはならないこと。
- (3) 使用中の者（護送時に捕縄及び手錠を使用中の場合を除く。）については、巡回、監視用テレビカメラ等により、綿密かつ頻繁に視察し、その動静を的確に把握するとともに、心情の安定を図るための働き掛けを試みること。
- (4) 被収容者を護送する場合において、外来患者等がいる病院の通路その他の多数の部外者がいる場所を歩行させるときは、タオルや上着等で手錠本体を覆い、捕縄を上衣の下に使用するなどの方法により、できる限り、部外者に捕縄又は手錠が一見して明らかとならないような措置を講ずること。

(捕縄の使用方法)

第8条 捕縄を使用する場合（護送時を除く。）には、次に掲げる方法によらなければならない。

- (1) 使用部位は、手首、腰部、大腿部又は下腿部（足首を含む。以下同じ。）とし、連結部位は、手首と腰部、手首相互、大腿部相互、下腿部相互又は手錠と腰部にしなければならない。
- (2) 手首に使用した場合又は手首及び腰部にそれぞれ使用して連結した場合の手の位置は、両手前、片手前片手後ろ又は両手後ろとし、両手首を合わせて使用した場合に限り手首を交錯できるものとする。
- (3) 1個の捕縄を2人以上に使用してはならない。
- (4) 使用中の者の食事、用便等に当たっては、原則として捕縄を一時外すものとする。

(第一種手錠の使用方法)

第9条 第一種手錠を使用する場合には、次に掲げる方法によらなければならない。

- (1) 手首に使用し、それ以外の部位に使用してはならない。
- (2) 手の位置は、両手前又は両手後ろにしなければならない。
- (3) 1個の手錠を2人以上に使用してはならない。

(4) 使用中の者（護送時を除く。）の食事、用便等に当たっては、原則として手錠を一時外すこと。ただし、これにより難い場合には、できるだけ次のような措置を執らなければならない。

ア 片手の腕輪を外す。

イ 両手後ろを両手前に変更する。

(5) 保護室収容中は、次条第 2 項に規定する場合を除き、原則として第一種手錠を使用しないこと。

（第二種手錠の使用）

第 10 条 次の各号のいずれかに該当する場合には、被収容者等に第二種手錠を使用することができる。

(1) 被収容者等を保護室に収容しようとする場合において、その被収容者等が第 5 条第 2 号に掲げる行為をするおそれがあり、かつ、保護室への収容のみによっては当該行為をすることを抑止できないと明らかに認められるとき。

(2) 被収容者等を保護室に収容しようとする場合において、その被収容者等が第 5 条第 2 号に掲げる行為をするおそれがあり、かつ、第一種の手錠の使用による当該行為の抑止ではその被収容者等を保護室に安全に収容することができないと認められるとき。

(3) 被収容者等が保護室に収容されている場合において、保護室への収容後もなお第 5 条第 2 号に掲げる行為をするおそれがあり、かつ、保護室への収容のみによっては当該行為をすることを抑止できないと認められるとき。

(4) 被収容者等が保護室に収容されている場合において、保護室を損壊し、又は損壊しようとするとき。

(5) 保護室が使用できない場合又は整備されていない場合において、被収容者等が第 5 条各号のいずれかの行為をするおそれがあるとき。

2 第二種手錠を使用する場合において、手首が腕輪から抜けるおそれがあり、これを防止するため必要と認められる場合には、第一種手錠を併用することができる。この場合においては、第一種手錠の左右 2 個の腕輪を共に同一の手首に使用しなければならない。

（第二種手錠の使用方法）

第 11 条 第二種手錠を使用する場合には、次に掲げる方法によらなければならない。

(1) 手首に使用し、それ以外の部位に使用してはならない。

- (2) 連結板の長い方が身体側になるようにしなければならない。
 - (3) 手の位置は、原則として両手前とする。ただし、両手前では第5条第2項及び保護室を損壊することを抑止する上で支障が認められる場合には、両手後ろにすることができる。
 - (4) 使用中の者の食事、用便等に当たっては、原則として第二種手錠を一時外さなければならない。ただし、これにより難い場合には、できるだけ次の措置を採ることとする。
 - ア 片手の腕輪を外す。
 - イ 両手後ろを両手前に変更する。
- (捕縄又は手錠の使用の中止)

第12条 捕縄又は手錠を使用すべき事由が消滅した場合には、直ちにその使用を中止しなければならない。

(護送時の使用方法等)

第13条 被収容者等の護送時において、第一種手錠及び第一種捕縄を使用する場合には、第8条及び第9条第1号から第3号までの規定によるほか、次に掲げる方法によらなければならない。

- (1) 被収容者等の食事、用便等に当たっては、特に必要がある場合を除き、外さないこと。ただし、第一種手錠については、できるだけ次のような措置を執るものとする。
 - ア 片手の錠を外す。
 - イ 両手後ろを両手前に変更する。
- (2) 第一種捕縄の使用部位は、第一種手錠と腰部とすること。
- (3) 複数の被収容者等を護送する場合には、1個の第一種捕縄により、複数の被収容者等の腰部相互及び第一種手錠相互を連結することができるものとする。

2 病人（軽快を含む。）を護送する際、その病状等身体の状態によって、手錠等を使用することが適当でないと認められる場合は、あらかじめ視察表に具体的事由を記載した上、所長の許可を受けなければならない。

(緊急時の使用方法の特則)

第14条 緊急やむを得ない事由があり、かつ、第8条から第13条までに規定する方法によっては、捕縄又は手錠を使用する目的を達成することが著しく困難である場合には、通常の使用方法以外の相当な方法により捕縄又は手錠を使用することができるものとする。

2 前項に規定する方法により使用する必要がなくなった場合には、直ちに、通常の使用方法に変更しなければならない。

(拘束衣の使用)

第15条 被収容者等が自身を傷つけるおそれがある場合において、保護室への収容によりこれを防止できないときは、所長の命令により、拘束衣を使用することができるものとする。

2 拘束衣を使用する場合は、捕縄又は手錠と同時に使用してはならない。

3 第1項に規定する場合において、所長の命令を待ついとまがないときは、その命令を待たないで、拘束衣を使用することができるものとする。この場合には、使用后、速やかにその旨を所長に報告しなければならない。

(拘束衣の使用方法)

第16条 拘束衣を使用する場合には、次に掲げる方法によらなければならない。

(1) 拘束衣のベルトは、指定された各部位に使用することとし、それ以外の部位には使用してはならない。

(2) 拘束衣の前面と背面は逆に使用してはならない。

(3) 原則として、頭部保護具（ヘッドギア）を装着させなければならない。

(4) 使用中の者の食事、用便等に当たっては、その状況に応じて、片手のベルトを解くこと、ジッパーを必要に応じて開放すること、両足のベルトを緩めることその他必要な措置を講じなければならない。

(拘束衣の使用上の留意事項)

第17条 拘束衣を使用する場合には、第7条第1号及び第3号に規定する事項に留意するとともに、特に心情の安定を図るための働き掛けを試み、早期に使用を中止できるよう努めるものとする。

(拘束衣の使用期間)

第18条 拘束衣の使用期間は、3時間とする。ただし、特に継続の必要があると認めるときは、所長の命令により、通じて12時間を越えない範囲内で、3時間ごとにその期間を更新することができる。

2 前項の期間中であっても、拘束衣の使用の必要がなくなったときは、直ちにその使用を中止しなければならない。

(医師の診察)

第19条 被収容者等に拘束衣を使用し、又はその使用期間を更新した場合には、医師が被収容者等の健康状態を直ちに把握できる場合を除き、速やかに、

看護師又は准看護師にその状況を把握させ、当該被収容者等の健康状態について、医師の意見を聞かなければならない。

(記録)

第20条 被収容者等に捕縄、手錠又は拘束衣を使用し、使用を中止し、又は使用方法を変更した場合（拘束衣については更新を含む。）には、視察表及び「捕縄、手錠及び拘束衣使用簿」（別記様式第11号）に記録し、決裁に上げなければならない。

2 前項の記録の際、視察表には次の各号その他参考となる事項を記載しなければならない。ただし、第一種捕縄及び第一種手錠を護送時に使用した場合には、記録を省略することができる。

- (1) 使用開始、使用期間更新（拘束衣を使用した場合に限る。以下同じ。）
又は使用中止の日時
- (2) 使用方法の変更の日時（使用方法を変更した場合に限る。拘束衣を除く。）
- (3) 使用場所
- (4) 捕縄、手錠又は拘束衣の種類及び捕縄又は手錠の使用方法
- (5) 指揮者
- (6) 実施者
- (7) 使用若しくは使用期間更新の要件に該当する事実又は使用要件が消滅した事実
- (8) 被使用者の動静
- (9) 被使用者の負傷の有無及び程度
- (10) 使用状況
- (11) 医師の意見（拘束衣を使用し、又はその使用期間を更新した場合に限る。）

第3章 保護室への収容

(保護室への収容)

第21条 被収容者等が次の各号のいずれかに該当する場合には、所長の命令により、その者を保護室に収容することができる。

- (1) 自身を傷つけるおそれがあるとき。
- (2) 次のいずれかに該当する場合において、施設の規律及び秩序を維持するため特に必要があるとき。

ア 刑務官の制止に従わず、大声又は騒音を発するとき。

イ 他人に危害を加えるおそれがあるとき。

ウ 施設の設備、器具その他の物を損壊し、又は汚損するおそれがあるとき。

- 2 前項に規定する場合において、所長の命令を待ついとまがないときは、その命令を待たないで、保護室に收容することができるものとする。この場合には、收容後、速やかにその旨を所長に報告しなければならない。

(收容期間)

第 2 2 条 保護室への收容期間は、72 時間以内とする。ただし、特に継続の必要がある場合には、所長の命令により、48 時間ごとにこれを更新することができる。

- 2 前項の期間中であっても、保護室への收容の必要がなくなったときは、直ちにその收容を中止しなければならない。

(医師の診察)

第 2 3 条 被收容者等を保護室に收容し、又はその收容の期間を更新した場合には、医師が被收容者等の健康状態を直ちに把握できる場合を除き、速やかに、看護師又は准看護師にその状況を把握させ、当該被收容者等の健康状態について、医師の意見を聞かなければならない。

(收容時の留意事項)

第 2 4 条 被收容者等を保護室に收容した場合は、綿密かつ頻繁に視察し、その動静を的確に把握するとともに、心情の安定を図るための働き掛けを試みなければならない。

- 2 保護室收容中の者については、十分に水分を補給させるとともに、室内の換気及び適当な室温の保持に努めなければならない。

(收容等の記録)

第 2 5 条 被收容者等を保護室に收容した場合、收容期間を更新した場合又は收容を中止した場合には、速やかに、視察表及び「保護室使用簿」(別記様式第 1 2 号)に記録し、決裁に上げなければならない。

- 2 前項の記録の際、視察表には次の各号のうち必要と認められる事項その他参考となる事項を記載しなければならない。

(1) 收容の開始、收容の中止の日時

(2) 收容期間の更新の日時(更新した場合に限る。)

(3) 收容した保護室

- (4) 指揮者
- (5) 実施者
- (6) 収容若しくは収容期間更新の要件に該当する事実又は収容要件が消滅した事実
- (7) 収容された者の動静
- (8) 収容された者の負傷の有無及び程度
- (9) 捕縄、手錠又は拘束衣の使用の有無
- (10) 医師の意見（保護室に収容し、又はその収容期間を更新した場合に限る。）

（保護室収容中の開扉）

第 26 条 被収容者等を収容中、保護室を開扉する場合には、首席矯正処遇官（処遇担当）以上の職にある者（執務時間外にあつては監督当直者）の指示により、3名以上の職員で開扉しなければならない。ただし、急速を要し、これにより難い場合には、統括矯正処遇官以上の職にある者の指示によることができるものとする。

第 4 章 補則

（使用等の指揮）

第 27 条 第二種手錠及び拘束衣の使用並びに保護室への収容に係る指揮は、統括矯正処遇官（処遇担当）以上の職にある者（執務時間外にあつては監督当直者）が執るものとする。ただし、急速を要し、これにより難い場合には、最上位の階級にある者が指揮を執るものとする。

（動静等の記録）

第 28 条 被収容者等に実力を行使し、手錠、拘束衣の使用又は保護室へ収容する際のビデオ録画及び記録の保管等については、別に定めるところによるものとする。

（拘束用具の管理等）

第 29 条 拘束用具は、これを携帯し、又は使用する場合のほかは、施錠設備のある指定された保管庫又は警備器具庫内に保管する。

2 拘束用具の管理責任者（以下「管理責任者」という。）は、首席矯正処遇官（処遇担当）とする。

- 3 拘束用具の取扱責任者（以下「取扱責任者」という。）は、警備隊長（支所にあつては警備業務を所管する統括矯正処遇官等）とし、管理責任者の業務を補佐するものとする。
- 4 施錠設備のかぎは、管理責任者が保管するものとする。
- 5 管理責任者は、毎月 1 回以上、取扱責任者に捕縄（第二種捕縄を除く。）、手錠及び拘束衣の保管場所ごとの数量、機能及び保清に係る保管状況について検査させ、「拘束用具検査簿」（別紙様式 3）に記録させ、決裁を受けるものとする。

（研修・訓練）

第 30 条 拘束用具の使用及び保護室への収容に関しての職員に対する研修・訓練は、それぞれ、年 1 回以上実施しなければならない。

別記様式第11号

捕縄，手錠及び拘束衣使用簿

所長	処遇部長	処遇首席	使用・更新・変更・中止			種類	使用方法	使用要件	備考
			指揮者	日	時				
				平成 年 月 日 午前・午後 時 分	使用 更新 変更 中止	手錠 (第1種) 手錠 (第2種) 捕縄 (第1種) 捕縄 (第2種) 拘束衣		逃走のおそれ 自傷又は自殺のおそれ 他人に危害を加えるおそれ 設備等を損壊するおそれ 自傷のおそれがあり，他にこれを防止する手段がないとき	
				平成 年 月 日 午前・午後 時 分	使用 更新 変更 中止	手錠 (第1種) 手錠 (第2種) 捕縄 (第1種) 捕縄 (第2種) 拘束衣		逃走のおそれ 自傷又は自殺のおそれ 他人に危害を加えるおそれ 設備等を損壊するおそれ 自傷のおそれがあり，他にこれを防止する手段がないとき	

被収容者等 身分
 称呼番号
 氏名

(記載上の注意)

- 1 同一の被収容者に対する一連の使用1回ごとに別葉とする。
- 2 被収容者等の身分の欄は，被告人，受刑者等の別を記載する。
- 3 区分，種類，使用要件の欄は，該当するものを○で囲む。
- 4 変更した場合の種類，使用方法等の欄は，変更後の状況をすべて記載する。
- 5 備考欄には，被収容者等を収容した保護室又は居室その他参考となる事項を記載する。

別記様式第12号

保護室使用簿

所長	処遇部長	処遇首席	収容・更新・中止			区分	収容要件	備考
			指揮者	日	時			
				平成 年 月 日 午前・午後 時 分	収更中	容新止	自傷又は自殺のおそれ 大声又は騒音 他人に危害を加えるおそれ 設備等の損壊又は汚損のおそれ	
				平成 年 月 日 午前・午後 時 分	収更中	容新止	自傷又は自殺のおそれ 大声又は騒音 他人に危害を加えるおそれ 設備等の損壊又は汚損のおそれ	
				平成 年 月 日 午前・午後 時 分	収更中	容新止	自傷又は自殺のおそれ 大声又は騒音 他人に危害を加えるおそれ 設備等の損壊又は汚損のおそれ	
				平成 年 月 日 午前・午後 時 分	収更中	容新止	自傷又は自殺のおそれ 大声又は騒音 他人に危害を加えるおそれ 設備等の損壊又は汚損のおそれ	

被収容者等 身分
 称呼番号
 氏名

(記載上の注意)

- 1 同一の被収容者等に対する一連の収容1回ごとに別葉とする。
- 2 被収容者等の身分の欄は、被告人、受刑者等の別を記載する。
- 3 区分、収容要件の欄は、該当するものを○で囲む。
- 4 備考欄には、収容した保護室、保護室内で捕縄、手錠又は拘束衣を使用したときはその旨その他参考となる事項を記載する。

別紙様式3

拘束用具検査簿										
部長	首席	統括	係	年月日	第一種手錠		第二種手錠		第一種捕縄	
					保管場所	個数	保管場所	個数	保管場所	個数
拘束衣										
保管場所	個数	バンドの状態	ファスナーの状態							
		良・否	良・否							
		良・否	良・否							
		良・否	良・否							
		良・否	良・否							
		良・否	良・否							
備考					備考			備考		